

添付資料1 リスク分担表〔改訂〕

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者				
			大学	事業者			
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等				
	入札リスク	2	入札参加費用の負担				
	資金調達リスク	3	必要な資金の確保に関するもの				
	契約リスク	4	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合（1）				
	制度関連 リスク	政治・行政リスク	5	国の予算措置確保に関する承認が得られない場合			
			6	政策の変更			
			7	中期計画の変更			
		法制度リスク	8	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業に典型的又は特別に影響を及ぼすもの）			
			9	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）			
		許認可リスク	10	大学が取得すべき許認可の遅延に関するもの			
			11	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの			
		税制度リスク	12	一般的な税制変更（新設含む）に関するもの			
			13	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの			
			14	PFI事業に特定の税制の新設・変更			
	社会 リスク	住民対応リスク	15	大学による測量・調査及び施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの			
			16	上記以外のもの（選定事業者が行う調査、改修、維持管理に関するもの）			
		環境問題リスク	17	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの			
			第三者賠償 リスク	18	選定事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの		
				19	大学の運營業務に関する事故または通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合		
	債務不履行 リスク	選定事業者の 責めによるもの	20	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更			
			21	選定事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず契約解除に至った場合			
			22	選定事業者の提供するサービスの品質が施設設計要求書及び業務要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合			
		大学の責め によるもの	23	大学の債務不履行			

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
				大学	事業者	
共通	不可抗力リスク	24	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱 その他これらに類似した事変又は暴動など（ 2）			
		25	当事者がコントロールできない自然的や人為的な事象のうち 保険等又は同等の措置を超えるもの（ 2）			
	金利リスク		金利の変動			
		26	設計・改修期間中			
		27	維持管理期間中			
	物価リスク		物価の変動			
		28	設計・改修期間中			
		29	維持管理期間中（ 2）			
	計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	30	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	
31				大学側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		
測量・調査リスク		32	大学が実施した測量・調査に関するもの			
		33	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの			
		34	大学が想定している範囲において地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長			
		35	提案等により大学が想定している範囲以外において、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長			
		36	大学の提示条件、指示の不備、大学の要求に基づく変更によるもの			
設計リスク		37	選定事業者による指示、判断の不備			
工事段階	工事リスク	土地瑕疵リスク	38	計画地の土壌汚染に関するもの		
		施設瑕疵リスク	39	工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵に関するもの（ 3）（ 4）		
		工事遅延リスク	40	選定事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合（ただし大学の要求による設計変更等に起因するものを除く）		
			41	大学の要求による設計変更等により遅延する、又は完工しない場合		
		工事監理リスク	42	工事監理に関するもの		
		工事費増大リスク	43	大学の指示に起因する工事費の増大		
			44	上記以外の要因による工事費の増大		
		要求性能未達リスク	45	要求性能不適合（施工不良を含む）		
施設損傷リスク	46	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害				

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
			大学	事業者	
維持管理段階	支払遅延・不能リスク	47	大学の支払遅延・不能に関するもの		
	計画変更リスク	48	大学の指示による事業内容や用途の変更等に起因する費用負担及び業務内容の変更に関するもの		
		49	大学の指示による施設内容の変更等に起因する費用負担及び業務に関するもの		
維持管理リスク	要求水準未達リスク	50	要求水準不適合（施工不良を含む）		
	施設瑕疵リスク	事業期間中に施設に瑕疵が見つかった場合			
		51	引渡後2年以内（ただし、選定事業者に故意・重過失があるとき、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分については10年以内）		
		52	引渡後3年目以降（選定事業者の故意・重過失による引渡後10年以内のものを除く）		
		53	工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵であって、内外装撤去段時の事業者による調査によっても発見できなかった躯体の瑕疵（3）（4）		
	維持管理コスト	54	大学の指示以外の要因による維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		
	施設損傷リスク	55	施設の劣化に対して選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		
		56	事故・火災等によるもの（大学及び第三者の責めによる場合）		
57		事故・火災等によるもの（選定事業者の責めによる場合）			

- (1) 帰責事由に応じて、大学または選定事業者が負担する。
- (2) 原則大学負担とし、一定の割合までは選定事業者が負担する。
- (3) 工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵とは、内外装撤去段階において確認する現施設に存在する躯体の瑕疵のうち、施設設計要求書の中で示す「参考 補修（補強）設計数量」以外の瑕疵（その修補（補強）費用が当初に予定された施設整備費に含まれていない瑕疵）を意味する。
- (4) 負担については、補修（補強）に係る増加費用は大学が負担し、補修（補強）の履行責任は選定事業者が負う。